

奈良県告示第二百七十二号

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第五十四条の二第二項の規定により、奈良県中南和県税事務所長が次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十八年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
森川石油株式会社	森川 公雄	橿原市白橿町一丁目九番二七号	平成二十七年八月三十一日
株式会社喜多商店	喜多 淳郎	桜井市大字金屋二八一番地の一	平成二十七年八月三十一日
森下石油株式会社	森下 徳博	奈良市針町七九〇番地	平成二十七年十一月三十日